

義務教育費国庫負担制度の堅持・義務教育諸学校35人学級の実現を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、憲法第26条に記された義務教育費無償の原則に則り、教育の機会均等とその水準の維持向上を図るうえで根幹をなす制度であり、すべての国民が等しくその能力に応ずる教育を与えられることに大きく貢献してきました。

平成18年度から義務教育費国庫負担金については、国負担が二分の一から三分の一に変更されましたが、自治体間の自主財源格差を考慮すれば、地域ごとの教育水準格差につながる恐れがあります。「教育は未来への先行投資」であり、子どもたちへの最善の教育環境を提供する必要があります。

また、公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員の配置基準が、各県各市町村によって教育環境に大きな差が生じています。よって、小学校1年生だけにとどまっています学級編制の標準35名を拡充し、義務教育9か年全学年の学級編制標準を35名に改正する必要があります。

ついては、教育条件の整備のため、次の事項の実現について強く要請いたします。

- 1 義務教育費国庫負担制度について、国負担率を二分の一にすることを含め、制度を堅持すること。
- 2 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律を改正し、国の責任で35人学級の完全実施を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成28年9月21日

三 原 市 議 会

内閣総理大臣
文部科学大臣
財 務 大 臣 殿 (各通)
総 務 大 臣